



県章

三重県公報

平成20年1月25日(金)

第1952号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出.....	(市町行財政室) 1
字の区域を変更する旨の届出.....	(同) 1
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉室) 2
保安林の指定をする予定である旨の通知.....	(森林振興室) 2
保安林の指定を解除する予定である旨の通知.....	(同) 3
同件.....	(同) 3
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要.....	(観光・交流室) 3
道路の区域変更及びその関係図面の縦覧.....	(維持管理室) 4
道路の供用開始及びその関係図面の縦覧.....	(同) 6

公告

平成19年度行政書士試験の合格者.....	(法務・文書室) 7
平成20年三重県歯科技工士試験の実施.....	(医療政策室) 7
土地改良区の定款変更の認可.....	(農地調整室) 7
都市計画の変更案の縦覧.....	(都市政策室) 7
同件.....	(同) 8
同件.....	(同) 8
同件.....	(同) 8
同件.....	(同) 9
同件.....	(同) 9
同件.....	(同) 10
同件.....	(同) 10
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧.....	(建築開発室) 10

特定調達公告

一般競争入札を行う旨.....	(出納局) 11
-----------------	----------

告示

三重県告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、大紀町の区域内において、次のとおりあらたに土地を生じたことを平成19年12月18日確認した旨、大紀町長から届出がありました。

平成20年1月25日

三重県知事 野呂 昭彦

- 1 度会郡大紀町錦字向井16の1地先公有水面埋立地2,274.26平方メートル
- 2 度会郡大紀町錦字向井17の1、17の2、17の3、17の6、17の7及び18の2地先公有水面埋立地2,000.16平方メートル

三重県告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、大紀町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、大紀町長から届出がありました。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

度会郡大紀町錦字向井に編入する区域

度会郡大紀町錦字向井16の1地先公有水面埋立地2,274.26平方メートル及び同字17の1、17の2、17の3、17の6、17の7及び18の2地先公有水面埋立地2,000.16平方メートル

三重県告示第31号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	指 定年月日
2411200153	有限会社ヘルパーステーションIGA	伊賀市下柘植704-1	有限会社ヘルパーステーションIGA	伊賀市下柘植704-1	重度訪問介護	平成20年1月1日

三重県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町唐櫃字ハカセ640・645の1・646・647（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、644、645の3、649、650、字黒石651、653、字日ノ浦814の14、814の15

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字ハカセ644・645の3・646・649・650・字黒石651・653・字日ノ浦814の14・814の15（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町唐櫃字足谷口495の2、496、497、498、498の1、502、502の2、532、533、534、535、536、536の1、537、538

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字足谷口502・502の2・533・537（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3 1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町粟谷字余谷840、841、843、860、918の1、919、919の1、920、921、922、924の1、925、927、928、929、930、931、949、949の1、949の2、949の3、950の1

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字余谷949の2・950の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林振興室及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第33号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 解除予定保安林の所在場所

名張市青蓮寺字青蓮寺山2850の1438・2850の1439・2850の1491 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を三重県環境森林部森林振興室及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三重県告示第34号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 解除予定保安林の所在場所

名張市青蓮寺字青蓮寺山2850の1438・2850の1439 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を三重県環境森林部森林振興室及び名張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三重県告示第35号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アルペン・ゴルフ 5 名張店
名張市瀬古口125番 1 他
- 2 名張市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 空調室外機は、低騒音型を採用すること。
 - イ スピーカーの使用は、音量に注意を払うこと。
 - ウ 作業員への騒音防止及び抑制意識の徹底を図ること。
 - エ 商品等搬出入車両のアイドリングストップ、バックブザー等、荷さばき作業時における騒音の削減等防止対策を徹底すること。
 - (2) 廃棄物に係る事項
 - ア ごみの発生抑制のため、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。
 - イ 名張市ではごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋を使用する場合は中身の見える袋（透明または黒以外の半透明の袋）を使用すること。
なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策として、レジ袋の有料化も検討されたい。
 - ウ 資源となるビン類、缶類、ペットボトル、紙類等については、自ら分別し清掃工場に持ち込むなど、ごみの減量化及び資源化に積極的に取り組まされたい。
 - エ ごみは自己搬入するか、産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する等、法令を遵守して適正に処理すること。
 - (3) その他の事項
 - ア 光害対策として住宅に対する照射角度に配慮すること。
 - イ 名張市では、名張市商業の振興に関する条例が制定されており、事業者の責務として、「地域の一人として商工会及び商工会議所等へ積極的に加入し、地域貢献活動を実施し、地域における商業の持続的な発展に努めるもの」とされていることから、市条例を遵守されたい。
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部観光局観光・交流室
伊賀農林商工環境事務所
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成20年1月25日から同年2月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
 平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市員弁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	メートル	延 長	メートル
いなべ市大安町大泉字西神貝420番から	旧	9.50	~ 27.00	80.00	
いなべ市大安町大泉字西神貝423番 2 まで	新	9.50	~ 32.00	80.00	

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菟野町大字川北字大保田1603番 2 から	旧	5.40 ~ 5.80	62.50
三重郡菟野町大字川北字大保田912番まで	新	5.80 ~ 7.90	62.50

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 306号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市長明寺町字大一色304番から	旧	7.00 ~ 7.50	56.00
亀山市長明寺町字大一色300番 3 まで	新	9.50 ~ 10.00	56.00

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亀山安濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市本町一丁目362番 1 から	旧	8.00 ~ 20.00	38.00
亀山市北鹿島町 1 番 3 まで	新	12.00 ~ 20.00	38.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 東黒部早馬瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市早馬瀬町字下通272番から	旧	6.10 ~ 25.90	89.00
松阪市早馬瀬町字下通269番 1 まで	旧新	6.10 ~ 35.00	89.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢小俣松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市早馬瀬町字下通270番 5 から	旧	12.20 ~ 25.90	87.00
松阪市早馬瀬町字下通269番 1 まで	旧新	8.50 ~ 35.00	87.00

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡度会町大字平生字北沖2164番から	旧	13.00 ~ 38.00	524.00
度会郡度会町大字大久保字中出146番10まで	新	11.50 ~ 33.50	524.00

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町打見字三本松513番1地内	旧	17.00~32.00	83.60
	新	19.50~29.00	83.60

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南島大宮大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町打見字三本松513番1地内	旧	17.00~32.00	83.60
	新	19.50~29.00	83.60

第10

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字平谷3801番1から	旧	10.00~24.50	382.00
北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字下平谷3858番1まで	新	14.50~45.50	382.00

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三木里インター線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市三木里町字里378番4地先から	旧新	10.00~82.00	1280.00
尾鷲市三木里町字姥ヶ懐1131番地先まで	新	3.90~27.00	1484.00

三重県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市員弁線	いなべ市大安町大泉字西神貝420番から いなべ市大安町大泉字西神貝423番2まで	平成20年1月25日
一般国道 365号	四日市市滝川町190番地先から 四日市市西町230番地先まで	平成20年2月1日
県道 亀山安濃線	亀山市本町一丁目362番1から 亀山市北鹿島町1番3まで	平成20年1月25日
県道 上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目226番から 津市桜橋三丁目446番34まで	平成20年1月25日

県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町打見三本松513番1地内	平成20年1月25日
県道 種生奥鹿野線	伊賀市老川字西谷321番3から 伊賀市老川字長谷1061番1地先まで	平成20年1月25日
県道 松阪青山線	伊賀市霧生字村瀬4052番から 伊賀市霧生字村瀬1942番2まで	平成20年1月25日
県道 中井浦九鬼線	尾鷲市坂場町1201番14から 尾鷲市野地町1082番5まで	平成20年1月25日

公 告

平成19年11月11日(日)に実施されました平成19年度行政書士試験の合格者は、次のとおりです。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

「次」は省略し、合格者の受験番号は、平成20年1月28日(月)から同年2月12日(火)まで、三重県本庁舎内の掲示板に掲示します。

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成20年三重県歯科技工士試験を次のとおり実施します。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 試験実施の日時及び場所

試験区分	実施日時	実施場所
学説試験	平成20年3月5日(水) 午前9時30分から	津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎第63会議室
実地試験	平成20年3月6日(木) 午前9時30分から	津市夢が丘1丁目1番地の1 三重県立公衆衛生学院

2 受験願書の受付期間

平成20年2月8日(金)から同月15日(金)までの午前9時から午後5時までとします。

なお、郵送する場合(書留に限ります。)は、平成20年2月15日の消印のあるものまで有効とします。

3 受験願書の提出先

(1) 県内在住者 県内各保健福祉事務所

(2) 県外在住者 三重県健康福祉部医療政策室(〒514-8570 津市広明町13番地)

4 この試験についての問い合わせは、三重県健康福祉部医療政策室看護・統計グループ(電話059-224-2326)あてにしてください。

なお、郵便で問い合わせる場合は、あて先を明記し、80円切手をはった返信用封筒を同封してください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、井関土地改良区(津市一志町田尻593番地2)の定款の変更を認可しました。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画道路
1・3・1号伊勢線他23線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
伊勢市都市整備部都市計画課
伊勢市立伊勢図書館
玉城町建設産業課
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 都市計画の種類及び名称
尾鷲都市計画道路
3・4・2号尾鷲港新田線他2線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
尾鷲市建設課
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥羽都市計画道路
3・3・1号国道167号線他3線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
鳥羽市建設課まちづくり整備室
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計

画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
熊野都市計画道路
3・5・1号国道42号線他2線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
熊野市建設課
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
上野都市計画道路
1・1・1号名阪国道他10線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
伊賀市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
南勢都市計画道路
3・4・1号国道260号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策室
南伊勢町産業土木室

4 縦覧期間

平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野呂昭彦

1 都市計画の種類及び名称

紀伊長島都市計画道路

3・5・3号賢島長島線他1線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 都市計画の案の縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

紀北町建設課

4 縦覧期間

平成20年1月25日から同年2月8日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成20年1月25日

三重県知事 野呂昭彦

1 都市計画の種類及び名称

御浜都市計画道路

3・5・2号芝地上地線他1線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 都市計画の案の縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

御浜町産業建設課

4 縦覧期間

平成20年1月25日から同年2月8日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成20年1月25日

三重県知事 野呂昭彦

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成20年1月16日	堀内 加奈子	尾鷲市坂場西町3-27	尾鷲市坂場西町1146-3	A	4.0	34.0

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 20 年 1 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
平成 20～22 年度草の実リハビリテーションセンター清掃・洗濯業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日（火）から平成 23 年 3 月 31 日（木）までとします。（3 年間）
- (4) 委託業務履行場所
草の実リハビリテーションセンター（三重県津市城山 1 - 29 - 25）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について滞納のない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号、第 7 号若しくは第 8 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること又は入札時に登録が受けられる見込みのあること。
- (6) 建築物環境衛生管理技術者を有する者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項による許可を受けていること又は入札時に受けられる見込みがあること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成 20 年 2 月 15 日（金）午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札日の午後 5 時までに(3)から(7)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書
- (2) 次に掲げるいずれかの書類
ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 2 の(5)に関する登録証の写し又は登録申請が受理されたことがわかる書類の写し
- (6) 2 の(6)の資格を有する者の免状の写し
- (7) 2 の(7)の許可を受けていることを証明する書類の写し又は許可申請が受理されたことがわかる書類の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局出納総務室 担当 大西

電話 059-224-2772 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約条項を示す場所

〒514-0818 三重県津市城山1-29-25

草の突りハビリテーションセンター 総務課 担当 鈴木

電話 059-234-2178 ファクシミリ 059-235-0071

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成20年1月25日(金)から同年2月15日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成20年2月22日(金)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成20年3月6日(木)午前10時

場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 1階 第106会議室

ただし、郵送による入札については、平成20年3月5日(水)午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更正(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更正計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

入札金額内訳の積算内訳の確認のため落札決定を入札日以降とすることがあります。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

The cleaning and laundry service of the Mie Prefectural Kusanomi

Rehabilitation Center will be consigned from April 1, 2008 till March 31, 2011

(2) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:00 A.M. on Thursday, March, 6 ,
2008.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Wednesday, March, 5 ,
2008

(3) Managing Authority :

Accounting Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

:059-224-2772

毎週火、金曜日発行
購読料 (送料並びに消費税及び地方税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成20年1月25日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431